

令和2年度第1回三重県国民健康保険運営協議会 概要

日時 令和2年12月1日(火)13時30分～15時00分

場所 アスト津4階 研修室A

出席委員 11名

【被保険者代表委員】 山下晴美、川上輝佐子、鈴木恒

【保険医等代表委員】 馬岡晋、稲本良則、増田直樹

【公益代表委員】 駒田美弘、長友薫輝、岩崎祐子

【被用者保険代表委員】 内藤誠、澤田昇三

1 令和3年度以降に向けた三重県国民健康保険運営方針の確認事項について

事務局から、新制度移行3年目となる今年度において、運営方針に基づく取組が適切に運営されているか、主に次の2点について説明を行いました。

(1) 令和3年度以降の医療費指数反映係数の設定

現行の運営方針では、段階的に医療費を反映させない方向で、29市町が医療費を負担し合うことでリスクを分散することとなり、令和5年度に $= 0$ とする方向となっています。

今年度は、これを見直す必要があるのか確認することとなり、【資料1-2】、【資料1-3】等により、方針を見直すまでの不測の事態は起きておらず、予定どおり進めていくことで、29市町と確認をしている旨説明しました。

(2) 令和3年度以降の目標収納率

令和3年度以降の目標収納率の設定については、【資料2-1】、【資料2-2】により説明しました。目標を全国上位5割(又は3割)と設定し、全国上位5割を達成している場合はその上の全国上位3割を目指すということとなりました。

ただし、市町からは「コロナ禍の影響は評価時に対応する。」旨を運営方針に記載してほしいとの意見があったため、それを踏まえた形で反映することと説明しました。

(意見等)

- ・ 「コロナ禍の影響は評価時に対応する。」とのことであるが、具体的にどうされるのか。
(事務局)具体的にどうするのが決まっていない。国の保険者努力支援制度について、収納率の実績や特定健診・特定保健指導の実績で今年度の部分をどう評価するのか、国の方も定かではない。県としても、国の制度に倣って保険者取組支援制度というインセンティブ制度を設けているが、国の動向を踏まえた形で保険者取組支援制度を検討していきたい。
- ・ 収納率の分母を厳密にすれば収納率は上がると思うが、他府県に比べて優しい対応をされているところもあるのではないかと。実証はされているのか。
(事務局)これまで、滞納処分を行っていなかった市町も実施されつつある。また、不納欠損処理を行っていなかった市町が平成30年度、令和元年度と取り組み始めている。不納欠損とは要するに債権放棄のことであるが、分母からその部分が除かれるため、収納率は上がることになる。

保険料(税)を納期限内に納付していただくことが重要となるため、口座振替の推進やスマホ決済の奨励等の努力を各市町が行っており、県もインセンティブ交付金等を使って、市町を後押ししていきたいと考えている。

- ・ 保険者努力支援制度のデータ等について教えてほしい。
(事務局) 保険者努力支援制度の結果について、国の方からまだ示されていない。詳細は2月ぐらいになるが、アウトラインはそれまでに示されるので、次回には示したい。
- ・ 市町が努力した事例集を作成して、配布するのはどうか。
(事務局) 税の徴収方法など行政内部の話になるが、既に共有しているものもある。29市町の集まる会議を年数回行っており、その中で事例となる項目を作成して共有するようにしている。
- ・ 国民健康保険料の市町と国民健康保険税の市町があり、配られた運営方針では当面統一しない、ただし、問題を整理していくとなっているが、県としてどのような統一を考えているのか。課題をどのように整理していくのか。まだ何も決まっていないということか。
(事務局) 国民健康保険料にするか、国民健康保険税にするか、またどのような収納の対応を行うかといったことは本来同じであるべきと考えるが、それぞれの市町の事情や考え方により違いがある。将来統一することに対応するにしても、何をもって統一とするのかの定義も含めて29市町で議論していくことを今回の運営方針に記載している。

3 その他

現在、国と県で行っている激変緩和措置が令和5年度で終了することについての対応と将来の保険料水準の統一に向けた議論について、各市町と行っている議論の内容を【資料3】に基づいて説明しました。

(以上)